

耐震シェルター・防災ベッド設置支援制度

- 耐震シェルター設置助成制度
- 防災ベッド設置助成制度



昭和56年5月以前の建築物の構造は、現在の基準とは違うため地震に対して被害を受けやすくなっています。地震はいつ発生するかわかりませんが、建築物の倒壊から人命を守ることが大切です。

練馬区では建築物の倒壊から部屋の一部を安全にする耐震シェルター、建築物の倒壊から人命を守る鋼鉄製のフレーム等を上部に取り付けた防災ベッドの設置などに対して助成制度を行なっています。

お問い合わせ先

都市整備部建築課（耐震総合窓口）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
03-3993-1111（代表）

 練馬区

〔1〕 耐震シェルター・防災ベッド設置助成の対象

耐震シェルター・防災ベッド設置助成に申し込むことができるのは以下の1から6の条件を満たした場合です。

なお既に、耐震改修工事等の助成を受けている方は対象外となります。

1 昭和56年5月以前に建築された建築物であること

昭和56年5月以前の着工を確認できる書類が必要です。

例えば、登記簿謄本、固定資産税課税明細書、建築確認通知書、検査済証など

2 設置する建築物は、主要構造部が木造で、かつ地階を除く階数が2以下であること

耐震シェルター及び防災ベッドは1階に設置することが必要です。

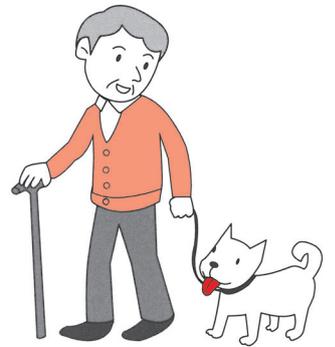
なお地下階がある場合は設置場所に制限を受けることがあります。

3 世帯全員が住民税非課税であること

4 高齢者、地震時に避難することが困難な方が世帯にいること

次の方が世帯にいないことが必要です。

- (1) 高齢者（申請時において65歳以上）
- (2) 身体障害者（障害等級2級以上）
- (3) 乳幼児（小学校に就学するまでの子供）
- (4) 介護保険要介護3以上の認定を受けている
- (5) 愛の手帳1度から4度までの認定を受けている
- (6) 難病（国および都の難病等医療助成認定）の患者で歩行困難な方
- (7) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受けている



5 住民税を滞納していないこと

助成を申し込むには住民税を滞納していないことが必要です。練馬区に納付していない場合は、税務課で発行する納税証明書を提出してください。

6 申込む方が居住していること

専用住宅、賃貸住宅の区別は問いませんが、申込む方はその建築物に居住していることが必要です。

賃貸住宅では耐震シェルター・防災ベッドを設置することについて建築物の所有者の承諾書が必要となります。

【助成額】

助成率	限度額
費用の9割	50万円

※床などの補強工事が発生した場合はその費用も含まれます。

〔2〕 耐震シェルター・防災ベッドとは

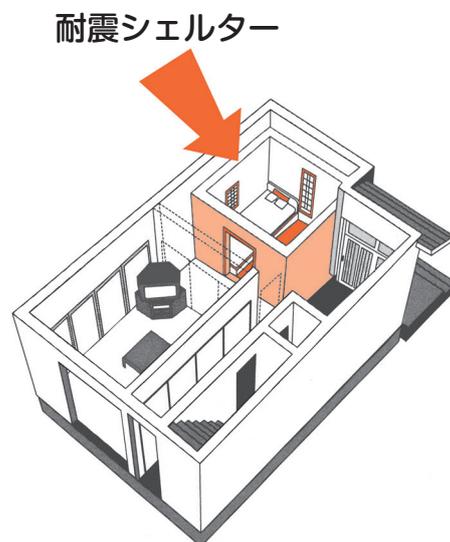
助成の対象となるのは東京都が推奨しているものです。

東京都「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されていることが必要です。

※詳しくは別紙製品一覧

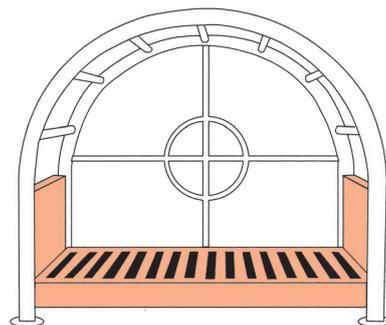
① 助成対象となる耐震シェルターとは

助成の対象となる耐震シェルターは「地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置であること。居住空間に構造的な部材等で一部屋を補強し安全な空間を確保するものであること。」が必要です。



② 助成対象となる防災ベッドとは

助成の対象となる防災ベッドは「地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置であること。金属製のフレーム等で上部を覆いベッド内の人間を保護するものであること。」が必要です。



〔3〕 申し込み方法

申込みは次の①から⑦が必要となります。区へ提出してください。

- ① 耐震シェルター等設置助成金交付申請書
- ② 耐震シェルターまたは防災ベッドの設置に係る費用の見積もり
- ③ 住民票の写し、または身体障害者手帳等
高齢者または身体障害者などであることの確認です。
- ④ 昭和 56 年 5 月以前に建築されたことを確認できる書類
例えば、登記簿謄本、固定資産税課税明細書、建築確認通知書、検査済証など
- ⑤ 世帯全員の非課税証明書（練馬区に納付していない場合）
税務課で発行する非課税証明書（最新のもの）、世帯の全員の方の所得を確認します。
- ⑥ 住民票（世帯の方の名前が記載されているもの）
世帯の人数を確認します。③で住民票を提出された方は不要です。
- ⑦ 賃貸住宅である場合は設置について所有者の承諾を確認できる書類
建築物を所有されている方は不要です。

〔4〕 耐震シェルター・防災ベッドの申込み手続きの流れ

耐震シェルター・防災ベッドの設置費助成の申込みの手続きは以下の流れで行なってください。必ず設置工事前に助成金申込みをしてください。設置工事中、工事後に申込みをしても助成金は受けることができません。

① 設置に関する事前相談

申請者が行なう事項

② 耐震シェルター・防災ベッド設置助成の申込み

区が行なう事項

②区で配布している耐震シェルター等設置助成金交付申請書のほか前記の申込みに必要な書類（3ページ〔3〕①から⑦）を提出してください。申込みの前に設置業者へ見積りの依頼をしてください。

③ 助成金交付決定通知書の送付

④ 設置業者との契約

③④区から交付決定通知書が送付されてきましたら、速やかに設置業者と連絡をとりご契約ください。

⑤ 設置工事の実施

⑥ 設置完了届の提出

⑥工事が完了しましたら、区へ完了届と他の書類を提出してください。

- ・完了届
- ・設置工事に係る契約書の写し
- ・設置に要した経費が確認できる書類の写し
- ・設置前、設置中、設置完了後の写真

⑦ 助成金交付額確定通知書の送付

⑧ 設置助成金の交付請求

⑧交付額確定通知書が届きましたら、区へ請求書及び他の書類を提出してください。

- ・助成金交付請求書
- ・交付額確定通知書の写し
- ・費用を設置業者に払ったことの証明、領収書の写し（提出時、原本もあわせてお持ちください）
- ・支払金口座振替依頼書

⑨ 助成金の支払い

〔5〕 悪徳業者、リフォーム詐欺などにご注意ください

◆ 訪問や電話・チラシなどで設置工事を勧め法外な金額の工事や不要な工事の契約を強要される被害が多く発生しています。十分お気をつけください。

◆ 区の職員が訪問や電話などで、耐震シェルター・防災ベッド設置を勧めることはありません。